

毎週月・水・金曜日発行

# 富山県報

令和6年12月12日

木曜日

号外

## 目次

条 例	
○富山県新川こども施設条例	1
○富山県収入証紙条例を廃止する等の条例	5
○富山県附属機関条例の一部を改正する条例	7
○県職員及び県費負担教職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例	
○富山県知事の調査等の対象となる法人を定める条例の一部を改正する条例	8
○富山県手数料条例の一部を改正する条例	
○富山県水道法に基づく水道の布設工事の監督及び水道技術管理者の資格に関する条例の一部を改正する条例	18
○富山県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例	20
○富山県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例	21

## 条 例

富山県新川こども施設条例、富山県収入証紙条例を廃止する等の条例、富山県附属機関条例の一部を改正する条例、県職員及び県費負担教職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例、富山県知事の調査等の対象となる法人を定める条例の一部を改正する条例、富山県手数料条例の一部を改正する条例、富山県水道法に基づく水道の布設工事の監督及び水道技術管理者の資格に関する条例の一部を改正する条例、富山県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例及び富山県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例を公布する。

令和6年12月12日

富山県知事 新 田 八 朗

### 富山県条例第60号

富山県新川こども施設条例

(趣旨)

**第1条** この条例は、富山県新川こども施設の設置及び管理に関し必要な事項を定

めるものとする。

(設置)

**第2条** こどもに多様な遊びの機会と場を提供するとともに、地域との連携を図り、もってこどもの心身の健やかな成長及び地域の活性化に寄与するため、富山県新川こども施設（以下「こども施設」という。）を設置する。

(位置)

**第3条** こども施設は、魚津市に置く。

(施設)

**第4条** こども施設に、次に掲げる施設を置く。

- (1) 屋内遊戯施設
- (2) 芝生広場
- (3) その他こども施設の設置の目的を達成するために必要な施設

(事業)

**第5条** こども施設は、こどもの遊び場を提供する事業その他こども施設の設置の目的を達成するために必要な事業を行う。

(地域との連携)

**第6条** こども施設は、前条に規定する事業を行うに当たっては、地域の多様な主体との十分な連携に努めるものとする。

(指定管理者による管理)

**第7条** 知事は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であって知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）にこども施設の管理を行わせるものとする。

(指定管理者が行う業務)

**第8条** 前条の規定により指定管理者に行わせる管理の業務は、次に掲げる業務とする。

- (1) こども施設の施設及び設備の維持管理に関する業務
- (2) こどもの遊び場を提供する事業に関する業務
- (3) 第14条第1項に規定する利用料金の徴収に関する業務
- (4) その他こども施設の管理に関して知事が必要と認める業務

(休場日)

**第9条** こども施設の休場日は、次に掲げる日とする。ただし、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、知事の承認を得て、休場日以外の日に休場し、又は休場日に開場することができる。

(1) 水曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たる場合を除く。）

(2) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）

（開場時間）

**第10条** こども施設の開場時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、知事の承認を得て、これを臨時に変更することができる。

（入場の拒否及び制限）

**第11条** 指定管理者は、こども施設に入場しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、入場を拒否することができる。

(1) 他の入場者に迷惑となる行為をするおそれがあるとき。

(2) 施設、設備、展示品等を汚損し、又は損傷するおそれがあるとき。

2 指定管理者は、こども施設の管理上必要があると認めるときは、入場を制限することができる。

（遵守事項等）

**第12条** こども施設に入場した者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 他の入場者に迷惑となる行為をしないこと。

(2) 施設、設備、展示品等を汚損し、又は損傷しないこと。

(3) 指定された場所以外の場所で喫煙又は飲食をしないこと。

(4) その他知事が特に指示した事項

2 知事は、こども施設に入場した者が前項の規定に違反したときは、退場を命ずることができる。

（入館者の範囲等）

**第13条** 屋内遊戯施設に入館することができる者は、次の各号のいずれかに掲げるものとする。

(1) 満15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者

(2) 前号に掲げる者の同伴者（前号に掲げる者を除く。）

(3) その他こども施設の設置の目的から知事が適当と認める者

2 前項第1号の規定にかかわらず、満9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者が屋内遊戯施設に入館するときは、同項第2号に掲げる者が同伴しなければならない。

(利用料金)

**第14条** 屋内遊戯施設に入館しようとする者（第16条第1号において「利用者」という。）は、指定管理者に屋内遊戯施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を前納しなければならない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

2 利用料金は、別表に掲げる金額の範囲内において、指定管理者があらかじめ知事の承認を受けて定める。

3 利用料金は、指定管理者がその収入として収受する。

(利用料金の減免)

**第15条** 指定管理者は、知事の承認を受けて定めた基準により、利用料金を減免することができる。

(利用料金の還付)

**第16条** 指定管理者が既に収受した利用料金は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、利用料金の全部又は一部を還付することができる。

(1) 利用者の責めに帰することができない理由により利用することができなかつたとき。

(2) 利用日前10日までに利用の取消しを申し出たとき。

(3) その他指定管理者が特別の理由があると認めるとき。

(規則への委任)

**第17条** この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は公布の日から施行する。

(準備行為)

2 第14条第2項及び第15条の規定による承認並びにこれらに関し必要な手続その

他の行為は、この条例の施行前においても、第14条第2項及び第15条の規定の例により、行うことができる。

#### 別表（第14条関係）

種別	単位	金額
入館料	1人1回につき	200円

備考 第13条第1項第1号に掲げる者に係る入館料は、無料とする。

(ワンチームとやま推進室)

### 富山県条例第61号

富山県収入証紙条例を廃止する等の条例

(富山県収入証紙条例の廃止)

**第1条** 富山県収入証紙条例（昭和39年富山県条例第62号）は、廃止する。

(富山県特別会計条例の一部改正)

**第2条** 富山県特別会計条例（昭和39年富山県条例第10号）の一部を次のように改正する。

第1条中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号から第20号までを1号ずつ繰り上げる。

第2条中「第13号」を「第12号」に改める。

(富山県手数料条例の一部改正)

**第3条** 富山県手数料条例（平成12年富山県条例第10号）の一部を次のように改正する。

第4条第3項を次のように改める。

3 前2項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合には、手数料は、それぞれ当該各号に定める方法により徴収することができる。

(1) 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第6条第1項又は富山県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成15年富山県条例第54号）第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して手数料を徴収する事務に係る申請、申込

み等を行う場合 規則で定める方法

- (2) 地方自治法第231条の2の3第1項の規定により同項に規定する指定納付受託者に納付の委託がされた手数料を徴収する場合 同法第231条の2の5第1項の規定による納付の方法

第5条中「当該事務が終了したときに徴収することができる」を「この限りでない」に改める。

別表第1の65の項中「(平成14年法律第151号)」を削る。

#### 第4条 富山県手数料条例の一部を次のように改正する。

第4条第2項を削り、同条第3項各号列記以外の部分中「前2項」を「前項」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項中「前3項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とする。

第8条第1項中「別表第3」を「別表第2」に改める。

別表第2を削り、別表第3を別表第2とする。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
  - (1) 第3条の規定 公布の日
  - (2) 第2条の規定並びに附則第5項及び第6項の規定 令和13年4月1日  
(富山県収入証紙条例の廃止に伴う経過措置)
- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に第1条の規定による廃止前の富山県収入証紙条例第4条第1項に規定する収入証紙売りさばき人(以下「売りさばき人」という。)が売りさばいた収入証紙(消印された収入証紙又は損傷し、若しくは著しく汚染した収入証紙を除く。以下同じ。)は、施行日から令和8年3月31日までの間、なお従前の例により使用することができる。
- 3 収入証紙を保有する者(売りさばき人を除く。)は、施行日から令和12年9月30日までの間、これを知事に返還して、券面金額の合計金額の還付を受けることができる。
- 4 売りさばき人は、施行日前に買い受けた収入証紙を施行日以後遅滞なく、知事に返還しなければならない。この場合において、知事は、令和12年9月30日まで

に当該返還をした者に対し、当該収入証紙の額面金額から当該収入証紙の売りさばきに対して交付された手数料に相当する額を控除した金額に相当する金額を還付するものとする。

(富山県特別会計条例の一部改正に伴う経過措置)

5 富山県収入証紙特別会計の令和12年度分の収入、支出及び決算については、なお従前の例による。

6 富山県収入証紙特別会計の令和12年度の出納の完結の際、この会計に属する権利義務は、一般会計に帰属するものとする。

(富山県手数料条例の一部改正に伴う経過措置)

7 第4条の規定による改正前の富山県手数料条例別表第2に掲げる手数料については、施行日から令和8年3月31日までの間、なお従前の例による。

(出納課)

## 富山県条例第62号

富山県附属機関条例の一部を改正する条例

富山県附属機関条例（平成26年富山県条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表の1の表富山県新川こども施設PFI事業者選考審査会の項を削り、同表富山県武道館PFI事業者選考審査会の項中「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」の次に「（平成11年法律第117号）」を加える。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(行政経営室)

## 富山県条例第63号

県職員及び県費負担教職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例

県職員及び県費負担教職員の定年等に関する条例（昭和59年富山県条例第2号）の一部を次のように改正する。

第6条第2号中「職」の次に「及び人事管理上の必要性に鑑み、職員の退職の日  
に限り臨時的に置かれる職」を加える。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(人 事 課)

### 富山県条例第64号

富山県知事の調査等の対象となる法人を定める条例の一部を改正する  
条例

富山県知事の調査等の対象となる法人を定める条例（平成24年富山県条例第61号）  
の一部を次のように改正する。

本則第1号を次のように改める。

(1) 一般財団法人富山県消防設備保守協会

本則第6号を次のように改める。

(6) 公益財団法人富山県生活衛生営業指導センター

本則中第10号を削り、第11号を第10号とし、第12号中「社団法人富山県畜産振興  
協会（昭和31年3月13日に社団法人富山県畜産会という名称で設立された法人をい  
う。）」を「公益社団法人富山県畜産振興協会」に改め、同号を第11号とする。

#### 附 則

この条例は、令和6年12月20日から施行する。

(行政経営室)

### 富山県条例第65号

富山県手数料条例の一部を改正する条例

富山県手数料条例（平成12年富山県条例第10号）の一部を次のように改正する。

別表第1の19の項中「2,000円」を「2,300円」に、「4,000円」を「4,300  
円）。ただし、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第6条第1項の  
規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して申請をする場合にあつては、



1,900円（旅券法第20条第2項の規定の適用を受ける場合にあつては、3,900円）」に改め、同表の128の項中「大麻草採取栽培者の」を「第一種大麻草採取栽培者の」に、「大麻草採取栽培者免許申請手数料」を「第一種大麻草採取栽培者免許申請手数料」に、「6,700円」を「22,000円」に改め、同表の129の項中「大麻草採取栽培者名簿の」を「第一種大麻草採取栽培者名簿の」に、「大麻草採取栽培者名簿登録変更手数料」を「第一種大麻草採取栽培者名簿登録変更手数料」に改め、同表の130の項中「大麻草採取栽培者の」を「第一種大麻草採取栽培者の」に、「大麻草採取栽培者免許再交付手数料」を「第一種大麻草採取栽培者免許再交付手数料」に改め、同表の314の2の項中「第18条第4項」を「第18条第5項」に改め、同表の315の項中「第18条第16項」を「第18条第20項」に改め、同表の316の項中「第18条第19項」を「第18条第28項」に改め、同表の317の項中「第18条第24項第1号若しくは第2号」を「第18条第38項第1号若しくは第2号」に改め、同表の358の項及び359の項中「33,000円」の次に「（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第6条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して申請をする場合にあつては、26,500円）」を加え、同表の389の17の項中「第18条第18項」を「第18条第22項」に改め、同表の437の項中「道路交通法」の次に「（昭和35年法律第105号）」を加え、同表の440の項中「7,650円」を「7,450円」に改め、同表の440の2の項中「3,900円」を「3,950円」に、「6,400円」を「6,950円」に、「3,750円」を「3,850円」に、「4,550円」を「4,650円」に改め、同表の441の項中「2,850円」を「3,100円」に、「1,400円」を「1,350円」に改め、同表の442の項を次のように改める。

<p>442 道路交通法第92条第1項又は第95条の2第11項の規定に基づく運転免許証の交付</p>	<p>運転免許証交付手数料</p>	<p>(1) 第一種運転免許又は第二種運転免許 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額 ア 道路交通法第92条第1項の規定による交付を受ける場合 2,350円（道路交通法施行令（昭和35年</p>
--	-------------------	--

		<p>政令第270号) 第33条の6の2第6号に掲げるやむを得ない理由のため免許証等の更新を受けることができなかつた者であつて、道路交通法第97条の2第1項第3号に該当して同項の規定の適用を受けたもの(443の2の項において「特定試験免除者」という。)に対する交付にあつては、2,100円)。</p> <p>ただし、日を同じくして第一種運転免許又は第二種運転免許のうち2以上の種類の免許を受ける者(443の2の項において「複数免許取得者」という。)に対する交付にあつては、2,150円に、与える免許1種類ごとに200円を加算した額)</p> <p>イ 道路交通法第95条の2第11項の規定による交付を受ける場合 2,550円</p> <p>(2) 仮運転免許 1,100円</p>
--	--	--

別表第1の443の項中「2,250円」を「2,600円」に、「1,150円」を「1,050円」に改め、同表の443の4の項中「3,550円」を「3,650円」に改め、同項を同

表の443の5の項とし、同表の443の3の項中「1,450円」を「1,400円」に、「1,200円」を「1,150円」に改め、同項を同表の443の4の項とし、同表の443の2の項を同表の443の3の項とし、同表の443の項の次に次のように加える。

<p>443の2 道路交通法第95条の2第3項の規定に基づく特定免許情報の記録又は同法第95条の3の規定により読み替えて適用する同法第92条第2項の規定若しくは同法第106条の4第2項の規定に基づく免許情報記録の書換え（道路交通法施行令第43条第4項で定める者に係る記録又は書換えを除く。）</p>	<p>特定免許情報記録手数料</p>	<p>(1) 道路交通法第95条の2第3項の規定による記録 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>ア 道路交通法第95条の2第6項の規定による申出をする場合 1,550円（特定試験免除者に係る記録にあつては、1,350円）。ただし、複数免許取得者に係る記録にあつては、 1,350円に、与える免許1種類ごとに 200円を加算した額</p> <p>イ 道路交通法第101条の4の2第2項の規定による申出（以下この項及び449の項において「更新時不交付申出」という。）をする場合 800円</p> <p>ウ 道路交通法第95条の2第6項の規定による申出及び更新時不交付申出のいずれをもしない場合 1,500円（道路交通法第92条第1項、第95条の2第11項若し</p>
---	--------------------	--

		<p>くは第101条の4の2第1項の規定による免許証（仮運転免許に係るものを除く。）の交付又は同法第94条第2項の規定による免許証（仮運転免許に係るものを除く。）の再交付と同時に記録を受ける場合にあつては、100円）</p> <p>(2) 道路交通法第95条の3の規定により読み替えて適用する同法第92条第2項の規定又は同法第106条の4第2項の規定による免許情報記録の書換え 1,550円（免許証（仮運転免許に係るものを除く。）及び道路交通法第95条の2第4項に規定する免許情報記録個人番号カードを有する者に係る書換えにあつては、100円）。ただし、複数免許取得者（免許証（仮運転免許に係るものを除く。）及び道路交通法第95条の2第4項に規定する免許情報記録個人番号カードを有する者を除く。）に係る書換えにあつては、1,350円に、与える免許1種類ごとに200円を加算した額</p>
--	--	--

別表第1の445の項中「23,400円」を「23,750円」に改め、同表の447の項中「14,550円」を「15,100円」に改め、同表の448の項中「4,400円」を「5,050円」に改め、同表の449の項及び449の2の項を次のように改める。

<p>449 道路交通法第101条第1項、第101条の2第1項又は第101条の2の2第1項の規定に基づく運転免許証等の更新</p>	<p>運転免許証等更新手数料</p>	<p>(1) 免許証の有効期間の更新（同時に免許情報記録の有効期間の更新を受ける場合を除く。） 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額 ア 道路交通法第101条の2の2第1項の規定による経由地公安委員会を經由して行う更新申請書の提出（以下この項において「経由申請」という。）をする場合 2,750円 イ 更新時不交付申出をする場合（経由申請をする場合を除く。） 1,300円 ウ 経由申請及び更新時不交付申出のいずれをもしない場合 2,850円 (2) 免許情報記録の有効期間の更新（同時に免許証の有効期間の更新を受ける場合を除く。） 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額 ア 経由申請をする場</p>
---	--------------------	--

		<p>合であって、道路交通法第101条の2の2第3項の規定による申出（以下この項及び次項において「経由地書換申出」という。）をするとき 1,000円</p> <p>イ 経由申請をする場合であって、経由地書換申出をしないとき 1,950円</p> <p>ウ 経由申請をしない場合 2,100円</p> <p>(3) 免許証の有効期間の更新及び免許情報記録の有効期間の更新 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>ア 経由申請をする場合であって、経由地書換申出をするとき 2,500円</p> <p>イ 経由申請をする場合であって、経由地書換申出をしないとき 2,850円</p> <p>ウ 経由申請をしない場合 2,950円</p>
449の2 道路交通法第101条の2の2第1項の規定に基づく運転免許証等の更新の申請に係る経由	運転免許更新申請 経由手数料	<p>(1) 経由地書換申出をする場合 1,700円</p> <p>(2) 経由地書換申出をしない場合 750円</p>

別表第1の449の3の項中「第104条の4第6項（同法第105条第2項において

準用する場合を含む。）」を「第105条の2第2項」に、「1,100円」を「1,150円」に改め、同表の449の4の項中「第104条の4第7項（同法第105条第2項において準用する場合を含む。）」を「第105条の2第5項」に、「1,100円」を「1,150円」に改め、同項を同表の449の5の項とし、同表の449の3の項の次に次のように加える。

449の4 道路交通法第105条の2第4項の規定に基づく運転経歴情報の記録	運転経歴情報記録手数料	900円（道路交通法第105条の2第2項の規定による運転経歴証明書の交付又は同条第5項の規定による運転経歴証明書の再交付と同時に記録を受ける場合にあっては、100円）
---------------------------------------	-------------	---

別表第1の450の項中「2,350円」を「2,250円」に改め、同表の451の項中「第108条の2第1項第1号に掲げる講習 講習1時間につき750円」を「第108条の2第1項第1号に掲げる講習 講習1時間につき850円」に、「2,350円」を「2,400円」に、「4,450円」を「4,650円」に、「3,500円」を「3,800円」に、「2,800円」を「3,050円」に、「4,150円」を「4,300円」に、「4,000円」を「4,200円」に、「1,500円」を「1,750円」に、「3,100円」を「3,200円」に、「1,400円」を「1,850円」に、「第108条の2第1項第9号に掲げる講習 講習1時間につき750円」を「第108条の2第1項第9号に掲げる講習 講習1時間につき900円」に、「2,150円」を「2,300円」に、「2,050円」を「2,150円」に、「2,700円」を「2,850円」に、「2,550円」を「2,700円」に、「2,450円」を「2,550円」に改め、「500円」の次に「（都道府県公安委員会の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項において同じ。）と講習を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法による講習（以下この項において「オンライン講習」という。）にあっては、200円）」を、「800円」の次に「（オンライン講習にあっては、200円）」を加え、

「		ウ 違反運転者等に係 るもの 1,350 円 (道路交通法施行令 第33条の7第2項の 基準に該当しない者 にあつては、800円)」
を		
「		ウ 違反運転者等のう ち特定基準不該当者 (道路交通法施行令 第33条の7第2項の 基準に該当しない者 をいう。以下この項 において同じ。)で ないものに係るもの 1,400 円 エ 違反運転者等のう ち特定基準不該当者 であるものに係るも の 800 円(オンラ イン講習にあつては、 200 円)」

に、「もの 6,450 円」を「もの 6,600 円」に、「2,900 円」を「2,950 円」に、  
「道路交通法施行令第43条第1項の表講習手数料の項の国家公安委員会規則で定め  
る講習 9,050 円」を「自動車等(これに準ずるものとして国家公安委員会規則で  
定める装置を含む。)を使用する指導(以下この項において「実車等指導」とい  
う。)を含むもの 12,900円」に、「ア以外のもの 12,500円」を「実車等指導を  
含まないもの 9,350 円」に、「2,250 円」を「2,600 円」に、

「		(15) 法第108条の2第1 項第15号又は第16号に 掲げる講習 講習1時 間につき2,000 円
---	--	--



	(16) 法第108条の2第2項に掲げる講習 6,450円の範囲内において、講習の種類に応じ規則で定める額
--	--

を

「	(15) 法第108条の2第1項第15号に掲げる講習 講習1時間につき 2,100円
	(16) 法第108条の2第1項第16号に掲げる講習 講習1時間につき 2,050円
	(17) 法第108条の2第2項に掲げる講習 6,600円の範囲内において、講習の種類に応じ規則で定める額

に改め、同表の452の項中「900円」を「1,000円」に改める。

別表第3の13の項中「2,350円」を「2,400円」に改め、同表の14の項中「2,150円」を「2,300円」に、「2,050円」を「2,150円」に、「2,700円」を「2,850円」に、「2,550円」を「2,700円」に、「2,450円」を「2,550円」に改め、同表の15の項中「2,250円」を「2,600円」に改める。

### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年3月24日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 別表第1の314の2の項から317の項まで、389の17の項及び437の項の改正規定 公布の日
- (2) 別表第1の128の項から130の項までの改正規定 令和7年3月1日
- (3) 別表第1の358の項及び359の項の改正規定 令和7年4月1日

(経過措置)

2 この条例の施行の際現になされている申請、申込み等に係る手数料の額については、この条例による改正後の別表第1及び別表第3の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(財政課)

## 富山県条例第66号

富山県水道法に基づく水道の布設工事の監督及び水道技術管理者の資格に関する条例の一部を改正する条例

富山県水道法に基づく水道の布設工事の監督及び水道技術管理者の資格に関する条例（平成24年富山県条例第48号）の一部を次のように改正する。

第4条第1号中「)の」を「)において」に改め、「において衛生工学又は水道工学に関する学科目」を削り、「2年以上水道」を「3年以上水道、工業用水道、下水道、道路又は河川（以下この条において「水道等」という。）」に改め、「者」の次に「（1年6箇月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同条第2号中「の土木工学科又はこれ」を「において機械工学科若しくは電気工学科又はこれら」に改め、「において衛生工学及び水道工学に関する学科目以外の学科目」を削り、「3年以上水道」を「4年以上水道等」に改め、「者」の次に「（2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同条第3号中「高等専門学校」の次に「（次号において「短期大学等」という。）」を加え、「水道」を「水道等」に改め、「者」の次に「（2年6箇月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同条第6号を同条第8号とし、同条第5号中「水道」を「水道等」に改め、「者」の次に「（5年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同号を同条第7号とし、同条第4号中「中等教育学校」の次に「（次号において「高等学校等」という。）」を加え、「水道」を「水道等」に改め、「者」の次に「（3年6箇月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同号を同条第5号とし、同号の次に次の1号を

加える。

- (6) 高等学校等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、8年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（4年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

第4条第3号の次に次の1号を加える。

- (4) 短期大学等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後（学校教育法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後）、6年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

第5条第1項各号列記以外の部分中「1,000立方メートル」を「10,000立方メートル」に改め、同項第1号を次のように改める。

- (1) 前条第1号、第3号又は第5号に規定する学校において土木工学科若しくは土木科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後（学校教育法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後）、同条第1号に規定する学校を卒業した者については3年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者（同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した者）については5年以上、同条第5号に規定する学校を卒業した者については7年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

第5条第1項第2号中「及び第4号」を「又は第5号」に改め、「土木工学以外の」を削り、「に関する学科目又はこれらに相当する学科目」を「の課程又はこれらに相当する課程（土木工学科及び土木科並びにこれらに相当する課程を除く。）」に、「同条第4号」を「同条第5号」に改め、同項第4号中「前2号」を「前3号」に改め、同条第2項各号列記以外の部分中「1,000立方メートル」を「10,000立方メートル」に改め、同項第1号から第4号までを削り、同項に第1号として次の1号を加える。

- (1) 前条第1号、第3号又は第5号に規定する学校において土木工学科若しくは土木科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後（学校教育法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後）、同条第1号に規定する学校を卒業した者については1年6箇月以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者

(同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した者) については2年6箇月以上、同条第5号に規定する学校を卒業した者については3年6箇月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

第5条第2項第5号中「第1号及び前2号」を「前条第1号、第3号又は第5号」に改め、「土木工学以外の」を削り、「に関する学科目又はこれらに相当する学科目」を「の課程又はこれらに相当する課程（土木工学科及び土木科並びにこれらに相当する課程を除く。）」に、「第1号に」を「同条第1号に」に、「第3号」を「同条第3号」に、「前号」を「同条第5号」に改め、同号を同項第2号とし、同項中第6号を第3号とし、第7号を第4号とする。

#### 附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(生活衛生課)

### 富山県条例第67号

富山県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

富山県病院事業の設置等に関する条例（昭和41年富山県条例第59号）の一部を次のように改正する。

(富山県病院事業の設置等に関する条例の一部改正)

**第1条** 第3条第2項の表中央病院の項中「654床」を「656床」に、「16床」を「12床」に改める。

**第2条** 第3条第2項の表中央病院の項中「12床」を「8床」に、「2床」を「3床」に改める。

**第3条** 第3条第2項の表中央病院の項中「656床」を「655床」に改める。

#### 附 則

この条例は、令和7年1月1日から施行する。ただし、第2条及び第3条の規定は、規則で定める日から施行する。

(医務課)

**富山県条例第68号**

富山県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例  
(富山県一般職の職員等の給与に関する条例の一部改正)

**第1条** 富山県一般職の職員等の給与に関する条例(昭和32年富山県条例第34号)の一部を次のように改正する。

第8条の2第1項第1号中「415,600円」を「416,600円」に改め、同項第2号中「51,100円」を「51,600円」に改める。

第22条第2項各号列記以外の部分中「期末手当基礎額に」の次に「、6月に支給する場合には」を、「100分の102.5)」の次に「、12月に支給する場合には100分の127.5(特定管理職員にあつては、100分の107.5)」を加え、同条第3項中「100分の58.75)」の次に「と、「100分の127.5)」とあるのは「100分の71.25)」と、「100分の107.5)」とあるのは「100分の61.25)」を加える。

第23条第2項第1号中「加算した額に」の次に「、6月に支給する場合には」を、「100分の122.5)」の次に「、12月に支給する場合には100分の107.5(特定管理職員にあつては、100分の127.5)」を加え、同項第2号中「勤勉手当基礎額に」の次に「、6月に支給する場合には」を、「100分の58.75)」の次に「、12月に支給する場合には100分の51.25(特定管理職員にあつては、100分の61.25)」を加える。

別表第1から別表第5までを次のように改める。

## 別表第1 (第3条関係)

## 行政職給料表

職員 の 区 分	職務 の 級 号	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
		給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額
	1	183,500	230,000	261,300	287,300	309,800	335,000	373,400	415,600	465,500	529,000
	2	184,600	231,500	262,300	288,900	311,500	336,900	376,000	418,000	468,600	531,900
	3	185,800	233,000	263,300	290,400	313,200	338,700	378,300	420,500	471,600	535,000
	4	186,900	234,500	264,300	291,900	314,700	340,500	380,500	422,900	474,600	538,100
	5	188,000	236,000	265,300	293,400	316,100	342,200	382,400	424,800	477,600	541,200
	6	189,700	237,500	266,300	294,900	317,400	343,900	384,700	426,900	480,600	543,500
	7	191,300	239,000	267,300	296,300	318,700	345,500	386,800	429,000	483,600	546,000
	8	192,900	240,500	268,300	297,600	320,000	347,200	388,800	431,200	486,700	548,400
	9	194,500	242,000	269,300	298,800	321,300	348,800	390,800	433,100	489,400	550,800
	10	196,200	243,400	270,300	300,300	323,100	350,500	393,100	435,200	492,500	552,600
	11	197,800	244,800	271,300	301,800	324,900	352,100	395,300	437,300	495,500	554,400
	12	199,400	246,200	272,300	303,200	326,600	353,700	397,500	439,200	498,600	556,300
	13	201,000	247,400	273,300	304,600	328,300	355,200	399,700	440,900	501,300	558,000
	14	202,700	248,600	274,300	305,700	330,000	356,900	402,000	442,700	503,600	559,400
	15	204,400	249,800	275,300	306,700	331,700	358,500	404,200	444,600	505,900	560,700
	16	206,100	251,000	276,400	307,900	333,400	360,100	406,500	446,500	508,200	561,800
	17	207,400	252,100	277,400	309,100	335,000	361,700	408,300	448,300	510,200	563,100
	18	209,000	253,200	278,700	310,700	336,700	363,500	410,200	450,100	511,600	564,100
	19	210,600	254,300	280,000	312,300	338,400	365,000	412,100	451,900	513,100	565,000
	20	212,100	255,400	281,200	313,900	340,000	366,600	413,900	453,600	514,500	565,900
	21	213,600	256,400	282,500	315,400	341,500	368,000	415,700	455,400	515,700	566,800
	22	215,200	257,400	283,800	317,000	343,100	369,600	417,500	456,900	517,100	
	23	216,800	258,400	285,000	318,600	344,700	371,200	419,300	458,300	518,600	
	24	218,400	259,400	286,200	320,200	346,200	372,700	421,100	459,800	520,100	
	25	220,000	260,400	287,300	321,700	347,600	374,600	422,700	461,200	521,200	
	26	221,700	261,300	288,500	323,400	349,300	376,500	424,200	462,500	522,300	
	27	223,000	262,200	289,800	325,000	350,900	378,400	425,700	463,800	523,500	
	28	224,300	263,100	291,100	326,600	352,500	380,200	427,200	465,000	524,700	
	29	225,600	263,900	292,400	328,000	353,700	381,700	428,700	466,000	525,700	
	30	226,700	264,700	293,400	329,700	355,200	383,500	430,000	466,700	526,600	
	31	227,800	265,500	294,400	331,400	356,700	385,200	431,300	467,400	527,500	
	32	228,900	266,300	295,500	333,000	358,200	386,800	432,500	468,100	528,400	
	33	230,000	267,000	296,600	334,200	359,900	388,500	433,700	468,800	529,200	
	34	231,100	267,800	297,800	336,100	361,700	389,900	435,000	469,500	530,100	
	35	232,200	268,600	298,900	337,800	363,400	391,300	436,300	470,100	530,800	
	36	233,300	269,300	300,100	339,400	365,100	392,700	437,500	470,700	531,300	
	37	234,400	270,000	301,300	340,900	366,500	394,100	438,700	471,200	532,000	
	38	235,400	270,800	302,600	342,500	367,800	395,300	439,500	471,800	532,600	
	39	236,400	271,600	303,900	344,100	369,000	396,500	440,300	472,400	533,400	
	40	237,300	272,300	305,200	345,700	370,400	397,500	441,100	473,000	534,000	

	41	238,200	273,000	306,500	347,400	371,500	398,600	441,700	473,500	534,500
	42	239,100	273,800	307,800	349,200	372,400	399,800	442,300	474,000	
	43	239,900	274,600	309,100	351,000	373,400	400,900	442,900	474,400	
	44	240,700	275,300	310,400	352,800	374,500	402,000	443,500	474,700	
	45	241,400	276,000	311,700	354,300	375,300	402,700	444,200	475,000	
	46	242,000	276,700	313,000	355,700	376,200	403,400	445,000		
	47	242,600	277,400	314,300	357,100	377,100	404,100	445,400		
	48	243,200	278,100	315,400	358,500	377,900	404,800	446,100		
	49	243,800	278,800	316,300	360,000	378,700	405,400	446,600		
	50	244,400	279,500	317,600	360,800	379,500	406,000	447,000		
	51	245,000	280,200	318,900	361,800	380,300	406,500	447,400		
	52	245,500	280,900	320,200	362,800	381,000	406,900	447,800		
	53	246,000	281,500	321,400	363,700	381,700	407,300	448,200		
	54	246,400	282,200	322,700	364,800	382,400	407,500	448,600		
	55	246,700	282,800	323,900	365,700	383,100	407,800	449,000		
	56	247,000	283,500	325,100	366,700	383,800	408,100	449,300		
	57	247,300	284,100	326,400	367,600	384,300	408,400	449,600		
	58	247,600	284,800	327,500	368,300	384,900	408,700	450,000		
	59	247,900	285,400	328,600	369,000	385,500	409,000	450,300		
	60	248,200	286,100	329,700	369,600	386,200	409,300	450,600		
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	61	248,500	286,700	330,400	370,000	386,600	409,500	450,900		
	62	248,800	287,400	331,300	370,600	387,200	409,800			
	63	249,100	288,000	332,000	371,300	387,800	410,100			
	64	249,400	288,500	332,800	372,000	388,300	410,400			
	65	249,700	289,000	333,600	372,300	388,700	410,600			
	66	250,000	289,600	334,000	373,000	389,300	410,900			
	67	250,300	290,100	334,600	373,700	389,900	411,200			
	68	250,600	290,700	335,300	374,300	390,400	411,500			
	69	250,900	291,200	336,100	374,600	390,800	411,700			
	70	251,200	291,700	336,800	375,100	391,300	412,000			
	71	251,500	292,300	337,500	375,700	391,800	412,300			
	72	251,800	292,900	338,100	376,300	392,400	412,500			
	73	252,100	293,400	338,600	376,600	392,700	412,700			
	74	252,400	293,900	339,200	377,200	393,100	413,000			
	75	252,700	294,300	339,700	377,900	393,500	413,300			
	76	253,000	294,600	340,300	378,500	393,900	413,500			
	77	253,300	294,800	340,600	378,900	394,200	413,700			
	78	253,600	295,100	341,100	379,400	394,500	414,000			
	79	253,900	295,300	341,500	380,000	394,800	414,300			
	80	254,200	295,600	341,900	380,500	395,000	414,500			
	81	254,500	295,800	342,300	381,000	395,200	414,700			
	82	254,800	296,000	342,800	381,600	395,500	415,000			
	83	255,100	296,300	343,300	382,100	395,800	415,300			
	84	255,400	296,500	343,800	382,400	396,000	415,500			
	85	255,700	296,800	344,100	382,800	396,200	415,700			
	86	256,000	297,100	344,500	383,300	396,500				
	87	256,300	297,400	344,900	383,700	396,800				
	88	256,600	297,700	345,300	384,100	397,000				

	89	256,900	298,000	345,600	384,500	397,200					
	90	257,200	298,300	346,000	385,000	397,500					
	91	257,500	298,600	346,400	385,400	397,800					
	92	257,800	299,000	346,800	385,800	398,000					
	93	258,100	299,200	347,000	386,100	398,200					
	94		299,400	347,400							
	95		299,700	347,800							
	96		300,100	348,200							
	97		300,300	348,400							
	98		300,600	348,800							
	99		301,000	349,200							
	100		301,400	349,500							
	101		301,600	349,800							
	102		301,900	350,200							
	103		302,200	350,600							
	104		302,500	351,000							
	105		302,700	351,500							
	106		303,000	351,900							
	107		303,300	352,300							
	108		303,600	352,700							
	109		303,800	353,200							
	110		304,200	353,600							
	111		304,600	353,900							
	112		304,900	354,200							
	113		305,100	354,700							
	114		305,300								
	115		305,600								
	116		306,000								
	117		306,200								
	118		306,400								
	119		306,700								
	120		307,000								
	121		307,400								
	122		307,600								
	123		307,900								
	124		308,200								
	125		308,500								
定年前再任用短時間勤務職員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		192,000	219,500	260,000	279,700	294,900	320,600	362,700	396,200	448,000	528,700

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない職員に適用する。



別表第2 (第3条関係)

公安職給料表

職員の 区分	職務 の級 号	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
		給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額
	1	211,600	232,600	255,500	290,400	320,000	342,400	364,800	393,500	430,500
	2	214,000	234,800	257,500	291,700	321,700	344,100	366,500	395,300	432,300
	3	216,400	237,000	259,700	293,000	323,400	345,700	368,200	397,000	434,200
	4	218,800	239,200	261,900	294,200	325,100	347,300	369,900	398,700	436,100
	5	221,200	241,400	264,000	295,400	326,600	348,900	371,600	400,300	437,500
	6	223,600	243,400	265,300	296,400	328,000	350,000	373,200	401,800	439,100
	7	226,000	245,400	266,600	297,400	329,300	351,100	374,800	403,300	440,700
	8	228,200	247,200	267,900	298,300	330,600	352,200	376,400	404,800	442,100
	9	230,400	249,000	269,200	298,900	331,900	353,300	377,900	406,200	443,500
	10	232,500	250,700	270,500	299,600	333,400	355,000	379,500	407,800	445,200
	11	234,600	252,400	271,800	300,300	334,900	356,700	381,100	409,400	446,800
	12	236,600	253,800	273,100	301,000	336,400	358,300	382,600	410,900	448,200
	13	238,600	255,200	274,400	301,700	337,900	359,900	384,100	412,400	449,100
	14	240,600	257,000	275,600	302,400	339,300	361,600	385,800	414,500	450,700
	15	242,600	258,400	276,700	303,100	340,600	363,200	387,500	416,500	452,500
	16	244,200	259,900	278,200	303,700	341,900	364,800	389,200	418,600	454,300
	17	245,800	261,400	279,500	304,400	343,200	366,400	390,700	420,300	455,800
	18	247,300	262,600	280,800	305,200	344,800	368,000	392,300	421,900	457,600
	19	248,800	263,800	282,100	305,900	346,400	369,600	393,900	423,500	459,400
	20	250,300	264,900	283,300	306,700	348,000	371,200	395,500	425,000	461,100
	21	251,800	266,200	284,500	307,400	349,500	372,800	397,100	426,500	462,700
	22	253,400	267,400	285,100	308,200	351,100	374,400	398,700	428,100	464,400
	23	254,900	268,700	285,700	309,200	352,700	376,000	400,300	429,500	466,000
	24	256,400	270,000	286,300	310,100	354,200	377,600	401,900	430,900	467,800
	25	257,900	271,400	286,800	311,000	355,700	379,200	403,400	432,000	469,300
	26	259,100	272,800	287,400	312,300	357,300	380,800	405,400	433,400	470,700
	27	260,300	274,100	288,000	313,600	358,900	382,400	407,400	434,900	472,200
	28	261,500	275,400	288,500	314,900	360,400	384,000	409,400	436,400	473,500
	29	262,700	276,400	289,000	316,200	361,900	385,600	410,900	437,700	474,700
	30	264,000	277,700	289,600	317,700	363,500	387,200	412,600	439,400	475,400
	31	265,300	279,000	290,100	319,000	365,100	388,900	414,200	441,000	476,100
	32	266,600	280,200	290,600	320,100	366,700	390,600	415,900	442,600	476,700
	33	267,900	281,400	291,100	321,100	368,100	392,300	417,500	444,000	477,200
	34	269,400	282,000	291,700	322,300	369,800	394,300	419,000	445,700	477,900
	35	270,700	282,600	292,200	323,500	371,500	396,200	420,500	447,400	478,500
	36	272,100	283,200	292,700	324,600	373,100	398,100	421,900	449,000	479,100
	37	273,100	283,700	293,200	325,700	374,700	399,800	423,100	450,400	479,400
	38	274,400	284,300	293,800	326,900	376,300	401,200	424,600	451,100	480,000
	39	275,700	284,900	294,400	328,100	377,900	402,400	426,100	451,800	480,500
	40	276,900	285,500	295,000	329,200	379,600	403,700	427,500	452,500	481,000

	41	278,100	286,000	295,700	330,300	381,300	404,700	429,000	452,900	481,500
	42	278,700	286,600	296,400	331,500	383,300	405,800	430,300	453,400	481,900
	43	279,300	287,200	297,100	332,700	385,300	406,800	431,500	454,000	482,300
	44	279,900	287,700	297,800	333,900	387,300	407,800	432,700	454,600	482,700
	45	280,300	288,200	298,400	335,100	389,000	408,900	433,700	455,200	483,000
	46	280,900	288,700	299,300	336,300	390,700	410,100	434,400	455,900	
	47	281,400	289,200	300,100	337,500	392,200	411,200	435,200	456,400	
	48	281,900	289,700	300,900	338,700	393,700	412,300	435,900	456,900	
	49	282,400	290,300	301,700	339,900	394,900	413,500	436,400	457,400	
	50	283,000	290,800	302,800	341,200	395,900	414,300	436,800	457,700	
	51	283,500	291,400	303,900	342,400	396,900	415,100	437,200	458,000	
	52	284,000	292,000	304,900	343,600	397,900	415,700	437,500	458,400	
	53	284,500	292,600	305,900	344,800	399,000	416,200	437,800	458,800	
	54	285,100	293,300	307,000	346,200	400,100	416,900	438,100	459,000	
	55	285,600	294,000	308,000	347,500	401,200	417,600	438,400	459,300	
	56	286,100	294,700	309,100	348,800	402,300	418,200	438,700	459,500	
	57	286,600	295,300	310,100	349,700	403,600	418,900	438,900	459,900	
	58	287,100	296,200	311,200	351,000	404,400	419,300	439,200	460,100	
	59	287,600	297,000	312,300	352,200	405,200	419,900	439,500	460,300	
	60	288,100	297,800	313,400	353,400	405,800	420,500	439,800	460,500	
	61	288,600	298,600	314,400	354,600	406,300	420,900	440,100	460,900	
	62	289,100	299,500	315,500	356,000	407,000	421,300	440,400		
	63	289,600	300,400	316,600	357,400	407,700	421,800	440,700		
	64	290,100	301,300	317,700	358,800	408,400	422,300	441,000		
	65	290,600	302,100	318,700	360,100	408,700	422,800	441,200		
	66	291,100	303,000	319,800	361,600	409,400	423,400	441,500		
	67	291,600	303,800	320,900	363,100	410,100	423,800	441,800		
定年	68	292,100	304,600	322,000	364,500	410,600	424,200	442,100		
前再	69	292,600	305,500	323,000	365,700	411,000	424,600	442,300		
任用	70	293,100	306,400	324,200	367,100	411,400	424,900	442,600		
短時	71	293,600	307,300	325,400	368,400	411,900	425,200	442,900		
間勤	72	294,100	308,200	326,600	369,800	412,400	425,500	443,100		
務職	73	294,600	309,000	327,300	370,900	412,900	425,800	443,300		
員以	74	295,200	309,900	328,600	372,100	413,300	426,100	443,600		
外の	75	295,800	310,800	329,900	373,300	413,800	426,400	443,900		
職員	76	296,300	311,600	331,200	374,500	414,300	426,600	444,200		
	77	296,800	312,300	332,500	375,800	414,800	426,800	444,400		
	78	297,400	313,200	333,900	377,000	415,300	427,100	444,700		
	79	298,000	314,100	335,300	378,200	415,900	427,400	445,000		
	80	298,600	315,100	336,700	379,300	416,400	427,600	445,300		
	81	299,200	316,000	338,000	380,400	416,800	427,800	445,500		
	82	299,900	317,100	339,600	381,600	417,400	428,100	445,800		
	83	300,600	318,100	341,100	382,700	417,900	428,400	446,100		
	84	301,200	319,100	342,600	383,900	418,100	428,600	446,400		
	85	301,800	320,000	344,000	385,000	418,400	428,800	446,600		
	86	302,500	321,000	345,500	385,600	418,900	429,100			
	87	303,200	322,000	347,000	386,100	419,200	429,400			
	88	303,900	323,000	348,400	386,600	419,500	429,600			

89	304,600	324,000	349,700	387,200	419,800	429,800
90	305,400	325,300	350,900	387,800	420,200	430,100
91	306,200	326,500	352,100	388,400	420,600	430,400
92	306,900	327,700	353,400	389,000	421,000	430,600
93	307,400	328,900	354,700	389,300	421,300	430,800
94	308,300	330,200	356,200	389,800		
95	309,200	331,400	357,700	390,300		
96	310,000	332,600	359,100	390,800		
97	310,800	333,800	360,400	391,200		
98	311,800	335,100	361,600	391,600		
99	312,700	336,300	362,700	392,100		
100	313,600	337,500	363,900	392,600		
101	314,500	338,900	365,000	393,000		
102	315,500	339,800	366,100	393,500		
103	316,500	340,800	367,200	394,000		
104	317,400	341,900	368,300	394,500		
105	318,200	343,000	369,500	394,800		
106	318,800	344,100	370,000	395,200		
107	319,400	345,100	370,600	395,700		
108	320,000	346,100	371,200	396,000		
109	320,500	347,300	371,800	396,300		
110	321,000	348,300	372,300	396,800		
111	321,400	349,300	372,700	397,300		
112	321,900	350,200	373,200	397,800		
113	322,700	351,100	373,600	398,100		
114	323,400	352,000	374,000	398,600		
115	324,100	353,000	374,500	399,100		
116	324,700	354,000	375,000	399,600		
117	325,300	355,000	375,400	399,900		
118	326,000	355,400	375,900	400,400		
119	326,700	356,000	376,500	400,900		
120	327,500	356,600	377,000	401,400		
121	328,100	356,900	377,200	401,800		
122	328,400	357,300	377,700	402,300		
123	328,900	357,700	378,200	402,700		
124	329,400	358,100	378,600	403,200		
125	329,700	358,500	379,100	403,600		
126		358,900	379,600			
127		359,300	380,100			
128		359,700	380,600			
129		360,100	380,900			
130		360,500	381,400			
131		360,900	381,900			
132		361,300	382,400			
133		361,500	382,700			
134		362,000	383,200			
135		362,400	383,600			
136		362,700	384,000			

	137		363,000	384,300						
	138		363,400	384,800						
	139		363,900	385,300						
	140		364,400	385,800						
	141		364,700	386,100						
	142		365,200							
	143		365,700							
	144		366,200							
	145		366,500							
定年前再任用短時間勤務職員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		246,200	258,000	262,200	293,800	310,600	324,900	348,600	384,200	416,200

備考 この表は、警察官に適用する。

## 別表第3（第3条関係）

## 教 育 職 給 料 表

## ア 教育職給料表(1)

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	1	199,900	246,300	354,600	423,900
	2	202,200	247,800	356,000	425,700
	3	204,500	249,200	357,400	427,500
	4	206,700	250,600	358,800	429,100
	5	208,900	252,000	360,200	430,600
	6	211,200	253,200	361,500	432,100
	7	213,400	254,400	362,800	433,900
	8	215,600	255,600	364,100	435,700
	9	217,800	257,000	365,300	437,400
	10	220,000	258,200	366,800	439,200
	11	222,200	259,500	368,300	441,100
	12	224,400	260,800	369,700	442,900
	13	226,600	262,100	371,000	444,600
	14	228,700	264,000	372,500	446,500
	15	230,800	265,800	374,000	448,300
	16	232,900	267,600	375,400	450,200
	17	235,000	269,300	376,800	451,900
	18	236,800	271,500	378,300	453,700
	19	238,500	273,700	379,700	455,500
	20	240,200	275,900	381,100	457,300
	21	241,900	278,100	382,500	458,900
	22	243,200	280,300	384,000	460,600
	23	244,500	282,500	385,500	462,500
	24	245,800	284,600	386,900	464,200
	25	247,000	286,600	388,200	465,900
	26	248,200	288,500	389,700	467,500
	27	249,400	290,400	391,200	469,000
	28	250,600	292,200	392,700	470,500
	29	251,700	294,000	394,100	472,000
	30	252,900	295,900	395,600	473,300
	31	254,100	297,700	397,100	474,600
	32	255,300	299,400	398,600	475,900
	33	256,400	301,100	400,000	477,100
	34	257,700	302,900	401,600	477,800
	35	259,000	304,600	403,200	478,500
	36	260,300	306,200	404,700	479,200
	37	261,700	307,800	405,900	479,800
	38	263,100	309,500	407,300	
	39	264,400	311,300	408,700	
	40	265,700	313,000	410,000	

	41	267,000	314,300	411,600
	42	268,000	316,200	413,000
	43	269,000	318,000	414,300
	44	269,900	319,700	415,700
	45	270,600	321,400	417,100
	46	271,400	323,300	418,400
	47	272,200	325,000	419,900
	48	273,000	326,700	421,400
	49	273,800	328,400	423,000
	50	274,600	330,200	424,400
	51	275,300	332,000	426,000
	52	276,100	333,700	427,500
	53	276,900	335,400	429,200
	54	277,700	336,700	430,700
	55	278,500	338,000	432,300
	56	279,300	339,300	433,900
	57	280,000	340,800	435,400
	58	280,600	342,400	436,900
	59	281,400	343,900	438,100
	60	282,300	345,500	439,300
	61	283,100	347,000	440,500
	62	283,700	348,600	441,800
	63	284,500	350,200	443,000
	64	285,200	351,700	444,200
	65	286,200	353,200	445,300
	66	287,000	354,800	446,500
	67	287,800	356,400	447,700
	68	288,500	357,900	448,900
	69	289,200	359,400	450,100
	70	290,000	361,000	451,300
	71	290,800	362,600	452,500
定年	72	291,500	364,100	453,700
前再	73	292,200	365,600	454,800
任用	74	292,900	367,200	455,400
短時	75	293,600	368,800	455,900
間勤	76	294,200	370,300	456,400
務職	77	294,800	371,800	456,900
員以	78	295,500	373,200	
外の	79	296,200	374,600	
職員	80	296,800	375,900	
	81	297,400	377,200	
	82	298,100	378,600	
	83	298,800	380,000	
	84	299,500	381,300	
	85	300,200	382,400	
	86	301,000	383,800	
	87	301,700	385,100	
	88	302,400	386,400	

89	303,100	387,600
90	304,000	388,900
91	304,800	390,000
92	305,600	391,200
93	306,100	392,400
94	306,900	393,500
95	307,700	394,700
96	308,500	395,900
97	309,200	397,300
98	310,000	398,300
99	310,800	399,300
100	311,500	400,300
101	312,300	401,200
102	313,200	402,200
103	314,100	403,300
104	314,900	404,400
105	315,500	405,100
106	316,300	406,000
107	317,100	406,900
108	317,900	407,800
109	318,600	408,600
110	319,000	409,400
111	319,400	410,200
112	319,900	411,000
113	320,400	411,600
114	320,800	412,300
115	321,300	413,000
116	321,700	413,700
117	322,200	414,300
118	322,700	414,800
119	323,100	415,200
120	323,600	415,500
121	324,100	415,800
122	324,500	416,100
123	325,000	416,400
124	325,500	416,600
125	326,100	416,800
126	326,400	417,100
127	326,700	417,400
128	327,000	417,600
129	327,200	417,800
130	327,500	418,100
131	327,800	418,400
132	328,000	418,600
133	328,200	418,800
134	328,400	419,100
135	328,600	419,400
136	328,900	419,600

	137	329,200	419,800		
	138	329,400	420,100		
	139	329,700	420,400		
	140	330,000	420,600		
	141	330,200	420,800		
	142	330,400	421,100		
	143	330,700	421,400		
	144	330,900	421,600		
	145	331,200	421,800		
	146	331,400			
	147	331,700			
	148	332,000			
	149	332,200			
	150	332,400			
	151	332,700			
	152	333,000			
	153	333,200			
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		238,500	279,100	336,600	421,900

## 備考

- この表は、高等学校及びこれに準ずるもので人事委員会の指定するものに勤務する校長、教頭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、実習助手その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。



## イ 教育職給料表(2)

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	1	199,900	220,700	323,900	413,600
	2	202,200	223,100	326,000	415,100
	3	204,500	225,500	328,100	416,600
	4	206,700	227,900	330,200	418,000
	5	208,900	230,300	332,200	419,300
	6	211,200	232,700	334,300	420,700
	7	213,400	235,100	336,400	422,100
	8	215,600	237,500	338,500	423,500
	9	217,800	239,900	340,500	424,900
	10	220,000	241,500	342,600	426,300
	11	222,200	243,100	344,700	427,700
	12	224,400	244,700	346,700	429,000
	13	226,600	246,300	348,700	430,300
	14	228,700	247,800	350,200	431,700
	15	230,800	249,200	351,700	433,100
	16	232,900	250,600	353,200	434,500
	17	235,000	252,000	354,600	435,700
	18	236,800	253,200	356,000	437,000
	19	238,500	254,400	357,400	438,200
	20	240,200	255,600	358,800	439,500
	21	241,900	257,000	360,200	440,600
	22	243,200	258,200	361,500	441,700
	23	244,500	259,500	362,800	442,900
	24	245,800	260,800	364,100	444,100
	25	247,000	262,100	365,300	445,400
	26	248,100	264,000	366,600	446,600
	27	249,200	265,800	367,800	447,600
	28	250,300	267,600	369,000	448,700
	29	251,500	269,300	370,200	449,900
	30	252,800	271,500	371,400	450,700
	31	254,000	273,700	372,600	451,500
	32	255,200	275,900	373,700	452,400
	33	256,300	278,100	374,800	453,300
	34	257,500	280,300	376,000	453,800
	35	258,700	282,500	377,200	454,300
	36	259,900	284,600	378,300	454,800
	37	261,100	286,600	379,400	455,300
	38	262,300	288,500	380,600	
	39	263,500	290,400	381,800	
	40	264,700	292,200	382,900	
	41	265,900	294,000	384,000	
	42	267,000	295,900	385,200	
	43	268,100	297,700	386,400	
	44	269,200	299,400	387,500	

	45	270,200	301,100	388,600
	46	271,000	302,900	389,800
	47	271,800	304,600	391,000
	48	272,600	306,200	392,200
	49	273,300	307,800	393,400
	50	274,100	309,500	394,700
	51	274,800	311,300	395,900
	52	275,500	313,000	397,100
	53	276,300	314,300	398,300
	54	277,100	316,200	399,600
	55	277,900	318,000	400,600
	56	278,600	319,700	401,700
	57	279,300	321,400	402,900
	58	280,100	323,300	404,100
	59	280,900	325,000	405,300
	60	281,600	326,700	406,500
	61	282,200	328,400	407,600
	62	282,900	330,200	408,600
	63	283,600	332,000	409,900
	64	284,200	333,700	411,100
	65	284,900	335,400	412,300
	66	285,600	336,700	413,400
	67	286,300	338,000	414,500
	68	287,000	339,300	415,600
	69	287,700	340,800	416,600
	70	288,500	342,300	417,800
	71	289,200	343,800	419,000
	72	289,900	345,300	420,200
定年	73	290,400	346,700	420,800
前再	74	291,100	348,200	421,600
任用	75	291,800	349,700	422,300
	76	292,400	351,200	422,800
短時	77	293,000	352,600	423,100
間勤	78	293,700	354,100	423,400
務職	79	294,300	355,600	423,800
員以	80	294,900	357,100	424,200
外の	81	295,500	358,500	424,500
職員	82	296,100	359,800	424,900
	83	296,700	361,100	425,200
	84	297,300	362,300	425,500
	85	297,800	363,500	425,800
	86	298,300	364,700	426,200
	87	298,800	365,900	426,500
	88	299,300	367,000	426,800
	89	299,700	368,100	427,100
	90	300,300	369,200	427,400
	91	300,800	370,300	427,700
	92	301,300	371,400	427,900

93	301,600	372,500	428,100
94	302,100	373,700	
95	302,600	374,800	
96	303,000	375,900	
97	303,400	376,900	
98	303,900	377,900	
99	304,400	378,800	
100	304,800	379,700	
101	305,200	380,500	
102	305,600	381,500	
103	306,000	382,400	
104	306,300	383,300	
105	306,500	384,100	
106	306,800	385,000	
107	307,100	385,900	
108	307,300	386,800	
109	307,500	387,600	
110	307,700	388,600	
111	308,000	389,500	
112	308,300	390,400	
113	308,500	391,000	
114	308,700	391,900	
115	308,900	392,800	
116	309,200	393,700	
117	309,500	394,500	
118	309,700	395,200	
119	310,000	396,000	
120	310,300	396,800	
121	310,500	397,400	
122	310,700	398,100	
123	310,900	398,800	
124	311,200	399,400	
125	311,500	400,000	
126		400,700	
127		401,200	
128		401,800	
129		402,400	
130		403,000	
131		403,500	
132		404,000	
133		404,300	
134		404,600	
135		404,900	
136		405,200	
137		405,500	
138		405,800	
139		406,100	
140		406,400	

141			406,700		
142			407,000		
143			407,300		
144			407,600		
145			407,800		
146			408,100		
147			408,400		
148			408,600		
149			408,800		
150			409,100		
151			409,400		
152			409,600		
153			409,800		
154			410,100		
155			410,400		
156			410,600		
157			410,800		
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		229,700	276,000	330,000	411,900

## 備考

- この表は、中学校、小学校、義務教育学校及びこれらに準ずるもので人事委員会の指定するものに勤務する校長、教頭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

## 別表第4（第3条関係）

## 研究職給料表

職員 の区 分	職務 の級 給 号	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	183,900	233,900	311,600	355,400	399,900
	2	185,000	238,200	313,500	356,800	402,500
	3	186,200	240,900	315,400	358,200	405,100
	4	187,300	243,600	317,300	359,500	407,600
	5	188,400	246,200	319,100	360,700	409,700
	6	190,500	247,800	320,900	361,900	412,100
	7	192,600	249,300	322,700	363,100	414,500
	8	194,700	250,800	324,400	364,200	416,800
	9	196,800	252,300	326,100	365,300	419,100
	10	198,800	254,400	328,100	366,700	421,500
	11	200,800	256,500	330,100	368,000	423,900
	12	202,800	258,500	332,100	369,300	426,200
	13	204,800	260,500	333,900	370,600	428,500
	14	206,700	262,800	335,900	372,000	431,200
	15	208,600	265,100	337,800	373,400	433,900
	16	210,400	267,300	339,700	374,700	436,600
	17	212,100	269,500	341,500	376,000	439,100
	18	213,900	271,900	343,100	377,400	441,600
	19	215,700	274,300	344,700	378,800	444,100
	20	217,500	276,700	346,300	380,200	446,500
	21	219,300	279,000	347,900	381,600	448,900
	22	221,100	281,100	348,900	383,000	451,500
	23	222,800	283,200	349,900	384,400	454,100
	24	224,500	285,200	350,900	385,800	456,400
	25	226,200	287,200	352,000	387,200	458,600
	26	228,300	289,100	353,300	388,700	460,900
	27	230,200	291,000	354,500	390,100	463,400
	28	232,100	292,900	355,700	391,500	465,800
	29	234,000	294,800	356,900	392,900	468,300
	30	235,100	296,300	358,000	394,400	470,800
	31	236,200	297,800	359,100	395,900	473,300
	32	237,300	299,300	360,200	397,400	475,700
	33	238,700	300,800	361,300	398,900	478,000
	34	240,200	302,300	362,300	400,500	480,400
	35	241,700	303,800	363,300	402,100	482,800
	36	243,200	305,200	364,300	403,800	485,300
	37	244,700	306,600	365,200	405,000	487,700
	38	246,300	307,500	366,100	406,400	490,200
	39	247,900	308,400	366,900	407,800	492,600
	40	249,500	309,300	367,700	409,100	495,100

	41	251,100	310,100	368,400	410,400	497,400
	42	252,600	310,600	369,200	411,700	499,600
	43	254,100	311,100	370,000	413,200	501,800
	44	255,600	311,600	370,800	414,700	504,000
	45	257,100	312,100	371,600	415,900	505,600
	46	258,400	312,600	372,400	417,100	507,100
	47	259,600	313,100	373,200	418,700	508,700
	48	260,800	313,600	374,000	420,200	510,200
	49	262,000	314,000	374,800	421,500	511,900
	50	263,100	314,500	376,100	422,900	513,300
	51	264,200	315,000	377,400	424,300	514,700
	52	265,300	315,500	378,600	425,700	516,200
	53	266,400	315,900	379,300	427,100	517,300
	54	267,500	316,400	380,300	428,500	518,500
	55	268,500	316,800	381,100	429,900	519,700
定年	56	269,500	317,200	381,800	431,300	520,900
前再	57	270,500	317,600	382,500	432,400	521,800
任用	58	271,200	318,000	383,200	433,700	522,800
短時	59	271,800	318,400	383,900	435,100	523,800
間勤	60	272,400	318,800	384,600	436,400	524,800
務職	61	273,000	319,200	385,200	437,200	525,900
員以	62	273,600	319,800	385,900	438,000	526,800
外の	63	274,200	320,400	386,700	438,900	527,500
職員	64	274,800	321,000	387,500	439,800	528,200
	65	275,400	321,500	388,100	440,600	529,000
	66	276,000	322,100	388,900	441,400	529,800
	67	276,600	322,700	389,600	442,000	530,600
	68	277,200	323,300	390,300	442,800	531,400
	69	277,800	323,800	390,900	443,200	532,100
	70	278,500	324,400	391,600	443,800	532,900
	71	279,200	325,000	392,300	444,300	533,700
	72	279,900	325,600	393,000	444,800	534,500
	73	280,500	326,100	393,700	445,300	535,200
	74	281,200	326,800	394,300		
	75	281,900	327,500	394,900		
	76	282,600	328,200	395,600		
	77	283,200	328,900	396,300		
	78	283,900	329,600	396,800		
	79	284,600	330,300	397,400		
	80	285,200	331,000	398,000		
	81	285,800	331,700	398,500		
	82	286,500	332,500	399,100		
	83	287,200	333,200	399,700		
	84	287,800	333,800	400,200		
	85	288,400	334,300	400,700		
	86	289,100	334,800	401,200		
	87	289,800	335,200	401,700		
	88	290,400	335,600	402,400		

	89	291,000	335,900	402,800		
	90	291,700	336,400			
	91	292,400	336,800			
	92	293,000	337,200			
	93	293,600	337,500			
	94	294,300	337,900			
	95	294,900	338,300			
	96	295,500	338,700			
	97	295,800	339,200			
	98	296,400	339,700			
	99	297,000	340,200			
	100	297,500	340,700			
	101	298,000	341,200			
	102	298,400	341,700			
	103	298,800	342,200			
	104	299,200	342,700			
	105	299,600	343,100			
	106	300,100	343,500			
	107	300,600	344,000			
	108	300,900	344,400			
	109	301,100	344,900			
	110	301,500	345,300			
	111	301,800	345,700			
	112	302,000	346,100			
	113	302,300	346,600			
	114	302,600	347,000			
	115	302,900	347,400			
	116	303,200	347,800			
	117	303,500	348,300			
	118	303,800	348,700			
	119	304,000	349,100			
	120	304,300	349,500			
	121	304,600	349,900			
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		221,800	263,600	288,600	331,400	390,600

備考 この表は、試験場、研究所等で人事委員会の指定するものに勤務し、本務として試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

## 別表第5 (第3条関係)

## 医療職給料表

## ア 医療職給料表(1)

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	291,400	370,000	426,700	484,400	574,500
	2	293,700	372,600	428,700	486,200	577,600
	3	296,000	375,100	430,700	488,000	580,700
	4	298,200	377,600	432,600	489,800	583,800
	5	300,300	380,100	434,500	491,600	586,700
	6	303,800	382,800	436,100	493,300	589,100
	7	307,300	385,500	437,700	495,000	591,500
	8	310,700	388,100	439,300	496,700	593,900
	9	314,100	390,200	440,900	498,400	596,100
	10	317,600	392,700	442,700	500,500	597,600
	11	321,000	395,200	444,500	502,600	599,100
	12	324,400	397,700	446,300	504,700	600,600
	13	327,800	400,300	448,100	506,700	602,100
	14	331,300	403,000	449,900	508,600	603,200
	15	334,700	405,600	451,700	510,700	604,300
	16	338,100	408,100	453,500	512,700	605,200
	17	341,500	410,500	455,100	514,600	606,400
	18	344,600	412,700	457,100	516,600	607,400
	19	347,700	414,800	459,000	518,600	608,400
	20	350,800	416,900	460,900	520,400	609,400
	21	354,000	419,000	462,300	522,200	610,400
	22	357,100	420,500	464,100	524,000	
	23	360,200	422,000	465,900	525,800	
	24	363,200	423,500	467,700	527,600	
	25	366,200	424,900	469,500	529,200	
	26	368,500	426,400	471,300	531,000	
	27	370,800	427,900	473,100	532,800	
	28	373,000	429,300	474,900	534,600	
	29	374,900	430,700	476,700	536,200	
	30	376,600	432,200	478,500	538,000	
	31	378,300	433,700	480,300	539,800	
	32	380,100	435,100	482,100	541,500	
	33	381,900	436,500	483,900	543,100	
	34	383,700	438,000	485,800	544,900	
	35	385,300	439,500	487,700	546,600	
	36	386,700	440,900	489,600	548,300	
	37	388,100	442,300	491,500	549,800	
	38	389,600	443,700	493,200	551,400	
	39	391,100	445,100	495,000	552,800	
	40	392,600	446,500	496,800	554,400	



定年前再任用	41	394,100	447,900	498,400	555,900
	42	394,800	449,300	500,200	557,300
	43	395,400	450,700	502,000	558,700
	44	396,100	452,100	503,600	560,000
短時間勤務職員	45	397,000	453,500	505,000	561,200
	46	397,600	454,900	506,700	562,200
	47	398,200	456,300	508,500	563,200
	48	398,800	457,700	510,200	564,200
員以外の職員	49	399,400	459,100	511,700	565,200
	50	399,900	460,800	513,000	566,100
	51	400,400	462,400	514,300	567,000
	52	400,900	464,000	515,600	567,900
	53	401,400	465,600	516,600	568,700
	54	401,800	466,800	517,900	569,600
	55	402,200	468,000	519,200	570,500
	56	402,600	469,100	520,500	571,400
	57	403,000	470,100	521,500	572,300
	58	403,400	471,100	522,300	573,200
	59	403,800	472,000	523,100	574,100
	60	404,200	472,800	523,900	574,800
	61	404,600	473,500	524,800	575,700
	62	405,000	474,200	525,600	576,600
	63	405,400	474,900	526,400	577,500
	64	405,800	475,500	527,100	578,400
65	406,100	476,200	527,900	579,300	
66		476,900	528,700		
67		477,500	529,400		
68		478,100	530,300		
69		478,400	531,200		
70		479,000	532,000		
71		479,700	532,900		
72		480,400	533,800		
73		480,800	534,600		
74		481,400	535,500		
75		482,100	536,400		
76		482,800	537,100		
77		483,200	537,900		
78		483,800	538,800		
79		484,400	539,700		
80		484,900	540,600		
81		485,400	541,400		
82		485,900	542,300		
83		486,400	543,200		
84		486,900	544,100		
85		487,300	544,900		
86		487,800	545,800		
87		488,200	546,700		
88		488,700	547,600		

	89		489,200	548,400		
	90		489,800			
	91		490,400			
	92		490,800			
	93		491,300			
	94		491,900			
	95		492,500			
	96		493,000			
	97		493,500			
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		301,700	344,400	399,500	473,300	573,800

備考 この表は、病院、厚生センター等に勤務する医師及び歯科医師に適用する。

## イ 医療職給料表(2)

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	188,600	227,400	258,500	278,600	303,500	341,100	379,500
	2	190,700	228,700	259,700	279,400	305,000	342,800	381,800
	3	192,800	230,000	260,800	280,200	306,500	344,500	384,100
	4	194,900	231,300	261,900	281,000	308,000	346,100	386,400
	5	196,900	232,500	263,000	281,800	309,500	347,700	388,700
	6	198,900	233,600	263,800	282,600	310,900	349,400	391,300
	7	200,900	234,600	264,600	283,400	312,300	351,000	393,900
	8	202,700	235,600	265,400	284,100	313,700	352,600	396,500
	9	204,500	236,700	266,200	284,800	315,000	354,200	398,600
	10	206,400	237,900	267,000	285,500	316,400	355,900	400,800
	11	208,300	239,200	267,800	286,200	317,800	357,600	403,000
	12	210,400	240,500	268,600	287,000	319,200	359,200	405,200
	13	212,100	241,800	269,400	287,800	320,600	360,700	407,200
	14	214,100	243,100	270,200	288,600	322,200	362,400	409,200
	15	216,300	244,400	271,000	289,400	323,700	364,000	411,200
	16	218,400	245,600	271,800	290,100	325,200	365,600	413,200
	17	220,500	246,800	272,600	290,800	326,700	367,200	415,000
	18	221,600	248,000	273,400	291,900	328,300	368,800	416,900
	19	222,700	249,200	274,200	293,000	329,800	370,400	418,800
	20	223,800	250,400	275,000	294,200	331,300	372,000	420,600
	21	224,900	251,500	275,800	295,400	332,800	373,600	422,400
	22	225,800	252,400	276,600	296,600	334,400	375,600	424,000
	23	226,700	253,200	277,400	297,800	335,900	377,600	425,600
	24	227,600	254,000	278,200	299,000	337,400	379,600	427,100
	25	228,500	254,800	279,000	300,200	338,900	381,000	428,600
	26	229,400	255,600	279,900	301,400	340,500	382,700	429,900
	27	230,300	256,400	280,800	302,600	342,100	384,400	431,200
	28	231,200	257,200	281,600	303,800	343,600	386,100	432,500
	29	232,100	258,000	282,400	305,000	344,900	387,800	433,800
	30	233,000	258,800	283,300	306,200	346,400	389,300	435,000
	31	233,900	259,600	284,200	307,300	347,900	390,800	436,200
	32	234,800	260,400	285,000	308,500	349,400	392,300	437,300
	33	235,600	261,200	285,800	309,800	350,900	393,600	438,500
	34	236,400	262,000	286,900	311,000	352,400	394,900	439,600
	35	237,200	262,700	287,900	312,200	353,900	396,200	440,800
	36	238,000	263,500	288,900	313,400	355,300	397,300	442,000
	37	238,800	264,400	289,900	314,600	356,700	398,400	443,100
	38	239,600	265,200	291,000	315,700	358,300	399,500	443,900
	39	240,400	266,000	292,000	316,900	359,800	400,600	444,300
	40	241,200	266,800	293,000	318,100	361,300	401,700	445,000
	41	241,800	267,600	294,000	319,300	362,500	402,500	445,500
	42	242,400	268,400	295,000	320,600	363,600	403,300	445,900
	43	243,000	269,200	296,000	321,900	364,800	404,100	446,300
	44	243,500	270,000	297,000	323,100	365,900	404,900	446,700

	45	244,000	270,700	298,000	324,000	366,900	405,300	447,100
	46	244,600	271,500	299,200	325,200	367,700	405,900	447,500
	47	245,100	272,300	300,300	326,400	368,700	406,400	447,900
	48	245,500	273,100	301,400	327,600	369,800	406,800	448,200
	49	245,900	273,800	302,500	328,700	370,800	407,200	448,500
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	50	246,400	274,600	303,600	329,700	371,800	407,400	448,900
	51	246,900	275,300	304,700	330,700	372,800	407,700	449,200
	52	247,400	276,000	305,800	331,600	373,700	408,000	449,500
	53	247,700	276,700	306,900	332,500	374,500	408,300	449,800
	54	248,000	277,400	308,000	333,500	375,300	408,600	
	55	248,300	278,100	309,100	334,500	376,200	408,900	
	56	248,600	278,800	310,200	335,400	377,000	409,200	
	57	248,900	279,500	311,200	335,900	377,500	409,400	
	58	249,200	280,200	312,200	336,800	378,300	409,700	
	59	249,500	280,900	313,200	337,500	379,100	410,000	
	60	249,800	281,500	314,200	338,400	379,900	410,300	
	61	250,100	282,100	315,200	339,100	380,300	410,500	
	62	250,400	282,800	316,200	339,400	381,000	410,800	
	63	250,700	283,500	317,200	339,900	381,700	411,100	
	64	251,000	284,100	318,100	340,500	382,300	411,400	
	65	251,300	284,700	319,000	341,100	382,700	411,600	
	66	251,600	285,400	319,800	341,800	383,200		
	67	251,900	286,100	320,500	342,500	383,800		
	68	252,200	286,700	321,200	343,100	384,400		
	69	252,500	287,300	321,800	343,800	384,800		
	70	252,800	288,000	322,500	344,300	385,300		
	71	253,100	288,700	323,100	344,900	385,800		
	72	253,300	289,300	323,700	345,500	386,300		
	73	253,500	289,900	324,300	345,800	386,900		
74	253,800	290,400	324,500	346,400	387,400			
75	254,100	290,800	325,000	346,900	388,000			
76	254,300	291,200	325,500	347,400	388,600			
77	254,500	291,600	326,100	347,900	389,100			
78	254,800	291,900	326,600	348,400	389,600			
79	255,100	292,200	327,100	348,900	390,100			
80	255,300	292,500	327,500	349,300	390,600			
81	255,500	292,800	328,100	349,600	390,900			
82	255,800	293,100	328,600	349,900	391,400			
83	256,100	293,400	329,000	350,100	391,800			
84	256,300	293,700	329,500	350,400	392,200			
85	256,500	293,900	330,000	350,900	392,600			
86		294,100	330,400	351,200	393,100			
87		294,300	330,600	351,500	393,500			
88		294,500	330,900	351,800	393,900			
89		294,900	331,300	352,200	394,300			
90		295,100	331,700	352,500	394,800			
91		295,300	332,000	352,800	395,200			
92		295,500	332,300	353,100	395,600			

	93		295,900	332,600	353,500	396,000		
	94		296,100	332,800	353,800			
	95		296,300	333,200	354,100			
	96		296,600	333,500	354,400			
	97		296,900	333,700	354,700			
	98		297,100	334,000	355,100			
	99		297,300	334,300	355,500			
	100		297,600	334,600	355,900			
	101		297,900	334,800	356,400			
	102		298,100	335,100	356,800			
	103		298,300	335,400	357,200			
	104		298,600	335,600	357,600			
	105		298,900	335,800	358,100			
	106			336,000				
	107			336,400				
	108			336,600				
	109			336,800				
	110			337,200				
	111			337,600				
	112			338,000				
	113			338,200				
定年前再任用短時間勤務職員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		193,000	219,600	248,100	261,700	287,300	328,400	371,000

備考 この表は、病院、厚生センター、家畜保健衛生所等に勤務する薬剤師、獣医師、保健師、栄養士、診療放射線技師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

## ウ 医療職給料表(3)

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	1	207,700	240,600	277,600	293,000	310,300	342,200	381,000
	2	209,600	242,800	278,700	293,600	311,500	343,900	383,600
	3	211,400	245,000	279,800	294,200	312,700	345,600	386,300
	4	213,100	247,200	280,800	294,700	313,800	347,300	388,900
	5	214,800	249,400	281,800	295,200	314,900	349,000	391,100
	6	216,700	250,400	282,300	295,800	316,000	350,700	393,300
	7	218,500	251,300	282,800	296,400	317,100	352,400	395,600
	8	220,200	252,200	283,300	296,900	318,200	354,000	397,900
	9	221,900	253,100	283,800	297,400	319,300	355,500	399,800
	10	223,900	254,300	284,300	298,000	320,300	357,200	401,900
	11	225,800	255,400	284,800	298,600	321,300	358,900	404,100
	12	227,700	256,300	285,300	299,100	322,300	360,600	406,300
	13	229,600	257,100	285,800	299,600	323,300	362,000	408,200
	14	231,600	257,800	286,300	300,200	324,500	363,700	410,200
	15	233,600	258,500	286,800	300,800	325,700	365,400	412,300
	16	235,600	259,400	287,300	301,300	326,900	367,100	414,300
	17	237,600	260,500	287,800	301,800	328,000	368,900	416,300
	18	239,600	261,600	288,300	302,500	329,200	370,900	418,500
	19	241,700	262,700	288,800	303,200	330,300	372,900	420,700
	20	243,700	263,800	289,300	303,900	331,400	374,900	422,800
	21	245,600	264,900	289,800	304,600	332,500	376,600	424,700
	22	246,800	266,000	290,300	305,500	333,700	378,700	426,600
	23	248,000	267,100	290,800	306,400	334,800	380,800	428,400
	24	249,100	268,200	291,300	307,300	335,900	382,800	430,300
	25	250,200	269,200	291,800	308,100	337,000	384,700	432,000
	26	251,100	270,300	292,300	309,000	338,200	386,300	433,600
	27	252,000	271,400	292,800	309,900	339,300	388,100	435,300
	28	252,900	272,400	293,300	310,800	340,400	389,900	436,900
	29	253,700	273,400	293,800	311,600	341,500	391,600	438,200
	30	254,500	274,100	294,400	312,500	342,700	393,300	439,500
	31	255,200	274,800	295,200	313,400	343,800	395,200	441,100
	32	255,900	275,500	296,000	314,300	344,900	396,900	442,600
	33	256,700	276,200	296,700	315,100	346,000	398,600	444,300
	34	257,500	276,800	297,500	316,200	347,300	400,300	445,900
	35	258,300	277,300	298,300	317,300	348,600	402,100	447,300
	36	259,000	277,800	299,100	318,400	349,900	403,800	448,700
	37	259,700	278,300	299,800	319,500	351,100	405,400	449,800
	38	260,600	278,900	300,600	320,600	352,600	407,100	451,100
	39	261,500	279,400	301,400	321,700	354,100	408,900	452,400
	40	262,300	279,900	302,100	322,800	355,600	410,700	453,800
	41	263,100	280,300	302,900	323,900	356,800	412,200	454,800
	42	264,000	280,800	303,700	325,100	358,300	413,700	455,500
	43	264,800	281,300	304,500	326,200	359,700	415,200	456,300
	44	265,600	281,800	305,300	327,300	361,100	416,500	456,900

	45	266,400	282,300	306,000	328,100	362,500	417,600	457,800
	46	267,100	282,800	307,000	329,200	363,500	418,700	458,500
	47	267,800	283,300	308,000	330,300	364,900	419,800	459,300
	48	268,400	283,800	308,900	331,300	366,200	421,000	460,100
	49	269,000	284,300	309,800	332,300	367,500	422,300	460,800
	50	269,500	284,800	310,800	333,300	368,900	423,400	461,500
	51	270,000	285,300	311,800	334,300	370,200	424,600	462,200
	52	270,400	285,800	312,700	335,300	371,500	425,700	463,000
	53	270,800	286,300	313,600	336,500	373,000	426,900	463,800
	54	271,300	286,800	314,600	337,800	374,200	427,900	464,600
	55	271,800	287,300	315,600	339,000	375,300	429,000	465,300
	56	272,200	287,800	316,600	340,200	376,500	430,100	466,000
	57	272,600	288,300	317,400	341,100	377,600	431,100	466,800
	58	273,000	289,100	318,400	342,300	378,500	431,600	
	59	273,400	289,900	319,400	343,400	379,500	432,200	
	60	273,800	290,600	320,300	344,700	380,400	432,600	
	61	274,200	291,300	321,200	345,700	381,000	433,200	
	62	274,600	292,200	322,200	346,600	381,800	433,700	
	63	275,000	293,100	323,200	347,700	382,600	434,100	
	64	275,400	293,900	324,100	348,900	383,400	434,600	
	65	275,800	294,700	325,000	350,000	384,100	435,100	
	66	276,200	295,600	326,200	351,200	384,800	435,500	
	67	276,600	296,400	327,400	352,400	385,500	435,800	
	68	277,000	297,200	328,600	353,400	386,100	436,100	
	69	277,400	298,000	329,300	354,400	386,700	436,500	
	70	277,900	298,900	330,400	355,400	387,300		
	71	278,400	299,800	331,500	356,500	388,000		
	72	278,800	300,700	332,400	357,600	388,600		
	73	279,200	301,600	333,500	358,400	389,300		
	74	279,800	302,500	334,200	359,500	389,800		
	75	280,400	303,400	335,300	360,600	390,400		
	76	280,900	304,300	336,400	361,600	390,900		
	77	281,400	305,100	337,500	362,300	391,300		
	78	282,000	306,100	338,700	363,100	391,900		
定年	79	282,600	307,100	339,800	363,900	392,400		
前再	80	283,100	308,000	340,900	364,600	392,700		
任用	81	283,600	308,500	342,000	365,200	393,000		
短時	82	284,100	309,400	343,100	365,700	393,500		
間勤	83	284,600	310,300	344,100	366,200	393,900		
務職	84	285,100	311,100	345,200	366,700	394,200		
員以	85	285,600	311,900	346,100	367,300	394,500		
外の	86	286,100	312,900	347,100	367,800	395,000		
職員	87	286,600	313,900	348,000	368,300	395,500		
	88	287,100	314,900	349,000	368,800	395,900		
	89	287,600	315,800	349,900	369,200	396,200		
	90	288,100	316,900	350,700	369,600	396,600		
	91	288,600	317,900	351,500	370,200	397,100		
	92	289,100	318,900	352,300	370,700	397,500		

93	289,600	319,700	352,900	371,000	397,900
94	290,200	320,400	353,500	371,500	
95	290,800	321,100	354,100	371,900	
96	291,400	321,700	354,700	372,200	
97	292,000	322,200	355,100	372,800	
98	292,500	322,500	355,500	373,300	
99	293,000	323,100	356,000	373,800	
100	293,500	323,700	356,400	374,300	
101	294,000	324,100	356,900	374,900	
102	294,500	324,700	357,300	375,400	
103	295,000	325,300	357,800	375,900	
104	295,400	325,800	358,200	376,300	
105	295,800	326,200	358,500	376,900	
106	296,300	326,700	359,000	377,400	
107	296,800	327,200	359,400	377,900	
108	297,100	327,700	359,700	378,400	
109	297,300	328,100	360,100	379,000	
110	297,600	328,500	360,600	379,400	
111	297,800	328,800	361,100	379,900	
112	298,100	329,100	361,600	380,400	
113	298,400	329,400	362,100	381,000	
114	298,600	329,800	362,600		
115	298,900	330,100	363,100		
116	299,100	330,400	363,500		
117	299,400	330,600	363,900		
118	299,700	330,900	364,300		
119	300,000	331,200	364,800		
120	300,300	331,400	365,300		
121	300,600	331,600	365,700		
122	301,000	331,900	366,200		
123	301,300	332,200	366,700		
124	301,600	332,500	367,200		
125	301,800	332,700	367,500		
126	302,000	333,000			
127	302,300	333,400			
128	302,700	333,600			
129	302,900	333,800			
130	303,200	334,000			
131	303,600	334,400			
132	304,000	334,600			
133	304,200	334,900			
134	304,500	335,300			
135	304,800	335,700			
136	305,100	336,100			
137	305,300	336,400			
138	305,600	336,800			
139	305,900	337,200			
140	306,200	337,600			



	141	306,400	337,900					
	142	306,800	338,300					
	143	307,200	338,600					
	144	307,500	339,000					
	145	307,700	339,300					
	146	307,900	339,700					
	147	308,200	340,100					
	148	308,600	340,500					
	149	308,800	340,800					
	150	309,000	341,200					
	151	309,300	341,600					
	152	309,600	342,000					
	153	310,000	342,300					
	154	310,200						
	155	310,400						
	156	310,700						
	157	311,000						
	158	311,300						
	159	311,600						
	160	311,900						
	161	312,300						
	162	312,600						
	163	312,900						
	164	313,200						
	165	313,600						
	166	313,900						
	167	314,200						
	168	314,500						
	169	314,900						
定年前再任用短時間勤務職員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		239,700	260,200	267,500	277,900	294,300	331,900	376,600

備考 この表は、病院、障害児入所施設等に勤務する保健師、助産師、看護師、准看護師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第7中「17,800円」を「19,800円」に、「10,200円」を「11,400円」に、「7,360円」を「8,200円」に改める。

**第2条** 富山県一般職の職員等の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第22条第2項各号列記以外の部分中「、6月に支給する場合には100分の122.5」を「100分の125」に、「100分の102.5）」、「12月に支給する場合には100分の127.5（特定管理職員にあつては、100分の107.5）」を「100分の105」に改め、同条第3項中「100分の122.5」とあるのは「100分の68.75」と、「100分の102.5」とあるのは「100分の58.75」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の71.25」と、「100分の107.5」とあるのは「100分の61.25」を「100分の125」とあるのは「100分の70」と、「100分の105」とあるのは「100分の60」に改める。

第23条第2項第1号中「、6月に支給する場合には100分の102.5」を「100分の105」に、「100分の122.5）」、「12月に支給する場合には100分の107.5（特定管理職員にあつては、100分の127.5）」を「100分の125」に改め、同項第2号中「、6月に支給する場合には100分の48.75」を「100分の50」に、「100分の58.75）」、「12月に支給する場合には100分の51.25（特定管理職員にあつては、100分の61.25）」を「100分の60」に改める。

（富山県一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正）

**第3条** 富山県一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年富山県条例第2号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項の表を次のように改める。

号給	給料月額
	円
1	392,000
2	440,000
3	492,000
4	555,000
5	634,000
6	740,000
7	864,000

第8条第2項中「100分の170」の次に「と、「100分の127.5」とあるのは「100分の175」を加える。

(富山県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正)

**第4条** 富山県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成13年富山県条例第3号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項の表を次のように改める。

号給	給料月額
	円
1	414,000
2	475,000
3	538,000
4	621,000
5	722,000
6	824,000

第5条第2項の表を次のように改める。

号給	給料月額
	円
1	346,000
2	382,000
3	410,000

第6条第2項中「100分の170」の次に「と、「100分の127.5」とあるのは「100分の175」を加える。

**第5条** 富山県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の122.5」を「100分の125」に、「100分の170」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の175」を「100分の172.5」に改める。

(富山県知事及び副知事の給料その他の給与及び旅費支給条例等の一部改正)

**第6条** 次に掲げる条例の規定中「、「100分の170」を「100分の170」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の175」に改める。

- (1) 富山県知事及び副知事の給料その他の給与及び旅費支給条例（昭和36年富山県条例第5号）第1条第3項ただし書
- (2) 富山県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和35年

富山県条例第38号) 第5条第2項ただし書

(3) 富山県監査委員の給与等に関する条例(昭和29年富山県条例第18号) 第2条第2項ただし書

(4) 富山県教育委員会教育長の給料その他の給与及び旅費支給条例(昭和26年富山県条例第31号) 第1条第3項ただし書

**第7条** 次に掲げる条例の規定中「100分の122.5」を「100分の125」に、「100分の170」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の175」を「100分の172.5」に改める。

(1) 富山県知事及び副知事の給料その他の給与及び旅費支給条例第1条第3項ただし書

(2) 富山県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例第5条第2項ただし書

(3) 富山県監査委員の給与等に関する条例第2条第2項ただし書

(4) 富山県教育委員会教育長の給料その他の給与及び旅費支給条例第1条第3項ただし書

(富山県会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

**第8条** 富山県会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年富山県条例第31号)の一部を次のように改正する。

別表中「249,400円」を「258,100円」に、「370,900円」を「375,900円」に、「345,000円」を「366,200円」に、「839,000円」を「864,000円」に改める。

## 附 則

(施行期日等)

**第1条** この条例は、令和7年3月31日までの間において規則で定める日から施行する。ただし、第2条、第5条及び第7条の規定は、同年4月1日から施行する。

2 第1条の規定(富山県一般職の職員等の給与に関する条例(以下「給与条例」という。))第8条の2第1項第1号及び第2号並びに別表第1から別表第5まで及び別表第7の改正規定に限る。)による改正後の給与条例の規定、第3条の規定(富山県一般職の任期付職員の採用等に関する条例(以下「任期付職員条例」という。))第7条第1項の改正規定に限る。)による改正後の任期付職員条例の

規定、第4条の規定（富山県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（以下「任期付研究員条例」という。）第5条第1項及び第2項の改正規定に限る。）による改正後の任期付研究員条例の規定及び第8条の規定による改正後の富山県会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（次条において「改正後の会計年度任用職員条例」という。）の規定は令和6年4月1日から、第1条の規定（給与条例第22条第2項各号列記以外の部分及び第3項並びに第23条第2項第1号及び第2号の改正規定に限る。）による改正後の給与条例の規定、第3条の規定（任期付職員条例第8条第2項の改正規定に限る。）による改正後の任期付職員条例の規定、第4条の規定（任期付研究員条例第6条第2項の改正規定に限る。）による改正後の任期付研究員条例の規定並びに第6条の規定による改正後の富山県知事及び副知事の給料その他の給与及び旅費支給条例、富山県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例、富山県監査委員の給与等に関する条例及び富山県教育委員会教育長の給料その他の給与及び旅費支給条例（次条において「改正後の知事等給与条例等」という。）の規定は同年12月1日から適用する。

（給与の内払）

**第2条** 第1条の規定による改正後の給与条例、第3条の規定による改正後の任期付職員条例、第4条の規定による改正後の任期付研究員条例、改正後の知事等給与条例等又は改正後の会計年度任用職員条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の給与条例、第3条の規定による改正前の任期付職員条例、第4条の規定による改正前の任期付研究員条例、第6条の規定による改正前の富山県知事及び副知事の給料その他の給与及び旅費支給条例、富山県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例、富山県監査委員の給与等に関する条例若しくは富山県教育委員会教育長の給料その他の給与及び旅費支給条例又は第8条の規定による改正前の富山県会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ第1条の規定による改正後の給与条例、第3条の規定による改正後の任期付職員条例、第4条の規定による改正後の任期付研究員条例、改正後の知事等給与条例等又は改正後の会計年度任用職員条例の規定による給与の内払とみなす。

（人事委員会規則への委任）

---

**第3条** 前条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

(人 事 課)